

建設工事における低入札調査基準価格の見直しについて

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事等に係る入札から、低入札調査基準価格の設定範囲を、次のとおり見直しました。

これまで独自に設定しておりました建築工事、建築工事に伴う設備工事及び解体工事については、建設工事に統一しました。

〈見直しの内容〉

建設工事

現 行			
調査基準価格＝予定価格の算出基礎×割合の合計			
予定価格の算出基礎	割合	下限	上限
直接工事費	95%	予定価格の 7/10	予定価格の 9/10
共通仮設費	90%		
現場管理費	80%		
一般管理費	55%		
ただし、下限 ≤ 調査基準価格 ≤ 上限とする。			

建設工事

改正後			
調査基準価格＝予定価格の算出基礎×割合の合計			
予定価格の算出基礎	割合	下限	上限
直接工事費	97%	予定価格の 7.5/10	予定価格の 9.2/10
共通仮設費	90%		
現場管理費	90%		
一般管理費	55%		
ただし、下限 ≤ 調査基準価格 ≤ 上限とする。			



建築工事、建築工事に伴う設備工事及び解体工事

現 行			
調査基準価格＝予定価格の算出基礎×割合の合計			
予定価格の算出基礎	割合	下限	上限
直接工事費	※85.5%	予定価格の 7/10	予定価格の 9/10
共通仮設費	90%		
現場管理費	80%		
一般管理費	55%		
ただし、下限 ≤ 調査基準価格 ≤ 上限とする。			

※ $9/10 \times 9.5/10 = 85.5\%$